

2. 継続雇用制度の対象とする高年齢者の基準に関する労使協定例

高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づき、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準について以下のとおり協定する。

1. 高年齢者雇用確保措置等の内容

- ①再雇用による継続雇用制度を導入する。
- ②再雇用期間は1年とし、再選考により65歳に達する日を限度に更新継続雇用する。

2. 制度適用対象者の選考基準

- ①別紙「継続雇用対象者選考評価表」により選考された者を継続雇用する。
- ②再雇用期間満了時に、更新のための再選考を同評価表により行う。

3. 対象者の処遇

- ①選考された対象者の身分・職務等の処遇は、個別に相談の上再雇用契約を締結する。

4. 給料・賞与

- ①給料・賞与は、当社の賃金制度（定年退職者コース）を適用する。

5. 退職金

- ①退職金は、60歳定年時に支給する。
- ②再雇用による継続雇用期間に対しては、退職金制度は適用しない。

6. その他の処遇等

- ①再雇用契約に基づき、就業規則の一部を変更除外することがある。

協定成立年月日	平成 年 月 日	
	事業主	印
協定の当事者	労働者の過半数を代表する者	
	職・氏名	印

3. 就業規則の変更例（労使協定が調わなかった場合、中小企業は5年間の猶予措置として）

（定 年）

第〇条 社員の定年は60歳とし、定年に達した日をもって退職とする。

2) 前項にかかわらず、本人が希望する場合で会社の選考基準に達した者は、1年の期間を定めて再雇用する。ただし、再雇用の更新限度は、満65歳に達する日までとする。

3) 前項の選考基準については以下のとおりとする。

- ①別紙「継続雇用対象者選考評価表」により選考された者を再雇用する。
- ②再雇用期間満了時に、更新のための再選考を同評価表により行う。
- ③選考された対象者の身分・職務等の処遇は、個別に相談の上再雇用契約を締結する。
- ④給料・賞与は、当社の賃金制度（定年退職者コース）を適用する。
- ⑤退職金は、60歳定年時に支給する。また、再雇用による継続雇用期間に対しては、退職金制度は適用しない。
- ⑥再雇用契約に基づき、就業規則の一部を適用除外することがある。